

親族里親をご存知ですか？

もし、お子さんの お父さん、お母さんが…

死亡

長期入院

服役



行方不明

施設入所

これらの理由で、おじいさん、おばあさんが育てている、
または育てたいと思う。(成人しているお兄さん、お姉さんが育てたいと思う。)
でも、経済的に苦しい…
そんな時には、**親族里親**になれる場合があります。

親族里親になると、お子さんを育てる日常生活にかかるお金、
医療費、学費などが支給されます。

親族里親については、
お近くの児童相談所にご相談ください。
(問い合わせ先は右記参照)



福井児童相談所
社会的養育課
☎0776-35-1581

嶺南振興局 敦賀児童相談所
相談判定課
☎0770-22-0858

里親とは…

さまざまな事情により家庭で養育できない子ども(0~18歳)を、里親さんの家庭に預けて養育する制度です。

- 養育里親…一定期間子どもを預かり養育する
- 養子縁組里親…養子縁組を前提として子どもを預かり育てる
- 親族里親…(下記参照)

親族里親とは…

両親が死亡、行方不明または拘禁等の状態になったことにより、両親による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる状況において、祖父母、又は成年した兄弟等が養育する場合に活用されます。疾病による入院や精神疾患により養育できない場合なども含まれます。なお、両親がいる場合は、両親による養育の可能性を十分に検討します。

(おじ・おばなどは、養育里親になります。)

親族里親になると…

委託期間中の養育に要する費用として、次の諸手当がその年度の措置費基準により計算され、支給されます。

生活諸費(子どもの日常生活に必要な経済的諸経費として支給されます。)のほか、医療費、教育費、部活動費、給食費、小中高の修学旅行費、入学支度費、就職支度費、冬季暖房費などが支給されます。

詳しくは、児童相談所までお問い合わせください。

